

令和7年度以降の市町村実務研修生の派遣について

1 経緯

- (1) あいち電子自治体推進協議会にて共同でシステム開発、運営等を行うため、協議会の設立準備段階（平成13年度）から県に市町村実務研修生を派遣していただいている。
- (2) 平成15年度のあいち電子自治体推進協議会設立後は、現在の愛知県総務局総務部情報政策課に事務局を置き、県職員及び市町村実務研修生により事務を行っている。
- (3) 設立準備時は1名、協議会設立後は年度の業務量により3名から5名の範囲で派遣していただいてきた。
- (4) 平成16年度に市町村実務研修生の派遣ルールが承認された。（平成16年度第4回幹事会）
- (5) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、平成21年度に派遣ルールの見直しを行い、平成32年度までの地域ブロック派遣ローテーションを決定した。（平成21年度第2回幹事会承認）
- (6) 平成28年度に、派遣が一巡する令和6年度までの派遣予定市町村を決定した。（平成28年度第3回幹事会承認）
- (7) 令和3年度に、令和7年度から令和16年度までの地域ブロック派遣割当てを決定した。（令和3年度第2回幹事会承認）

2 令和7年度以降の派遣ルール

- (1) 派遣団体
原則として地域ブロックのローテーションとし、該当ブロック内の市町村から派遣するものとする。
- (2) 派遣期間
ア　原則として、市は2年間、町村は1年間又は2年間とする。
イ　事情により派遣期間を1年間とする市がある場合は、同一ブロック内の団体で代わりに職員を派遣するものとし、同一ブロックにて別添の派遣ローテーション表の派遣期間を満たすこととする。
- (3) ブロック別の派遣ローテーション
別添の派遣ローテーション表によることとする。
- (4) ブロック内での派遣ルール
各ブロックにおいて定めるものとする。

3 参考（派遣手続き）

愛知県総務局総務部市町村課が所管する「愛知県市町村等職員実務研修生設置要綱」に基づき、派遣手続を行う。

【想定スケジュール】

- ・9月中旬 受入募集通知（県市町村課→市町村）
- ・10月中旬 推薦書等提出（市町村→県市町村課）
注：研修先の希望記載欄には、「情報政策課」と記入。
- ・2月中旬 内定通知（県市町村課→市町村）
- ・3月下旬 協定書締結（県↔市町村）

【あいち電子自治体推進協議会 市町村実務研修生派遣ルール(過去分)】

<平成 21 年度第 2 回幹事会承認>

(1) 派遣団体

- ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。
- イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区 3 名、三河地区 1 名の派遣とする。
- ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

(2) 派遣期間

- ア 原則として、市は 2 年間、町村は 1 年間又は 2 年間とする。
- イ 市の事情により派遣期間が 1 年間となる場合は、同一ブロック内の団体で 2 年間継続するものとし、派遣期間が 1 年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。
- ウ 上記ア及びイは、平成 16 年度第 4 回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

(3) 派遣ローテーション

別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。

(4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

<平成 16 年度第 4 回幹事会承認>

(1) 派遣団体

原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。

(2) 派遣期間

原則として 2 年間とする。
ただし、派遣団体の事情により 1 年間となる場合は、同一ブロック内の団体で 2 年間継続するものとする。

(3) 派遣ローテーション

過去の派遣状況及びブロック内団体数を考慮し、当面以下のローテーションとする。

<平成 18 年度及び平成 19 年度分の具体的なブロックについて記載あり。(記載略) >

(4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

(平成 21 年度以前は、派遣団体について毎年度の審議事項とし、2 ~ 3 年度後の派遣団体を決定していた。)

(平成 22 年度から平成 28 年度までは、あらかじめ決定した平成 32 年度までのブロック単位での配分に従い、派遣の前年度に該当ブロックの幹事から翌年度の派遣団体を事務局に報告いただいたいた。)

◆市町村実務研修生 派遣ローテーション表（令和3（2021）年度第2回幹事会承認）

2021.11.30

〔割当人数計算の考え方〕

負担金算定に使用している「重み係数」をブロック単位で合計し（①）、その値を使用して按分計算しています。

（人口5万人の町と人口1,000人の村とでは、同じ「1人・1年」の職員派遣でも負担の重みが異なることを考慮し、割当計算に重み係数を使用）

地域	団体数		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	地域別 合計	→割当人数の考え方		
	市	町村	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034		① 令和4(2022)年度の 重み係数	② 重み係数割合 (①の割合)	④ 10年間の割当人数 (③)×②)
			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034		合計	2025	2026
尾張	14	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	253	36.9%	15
					○	○	○	○								
海部	4	3			○	○			○	○			4	65	9.5%	4
知多	5	5	○	○			○	○			○	○	6	108	15.7%	6
尾張計	23	12	2	2	2	3	3	3	2	2	3	3	25	426	62.1%	
西三河	9	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	172	25.1%	10
東三河	5	3	○	○	○			○	○				5	88	12.8%	5
三河計	14	4	2	2	2	1	1	1	2	2	1	1	15	260	37.9%	
合計	37	16	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40	686	100.0%	40 ←③

- 「○」は1団体・職員1人の派遣を表しています（例：令和9年度は尾張ブロックは2団体から各1人派遣）。
- 現在の業務量が継続する前提で、令和7(2025)年度から10年間（令和16(2034)年度まで）の割当（4人×10年=延べ40人）をしています。
- 令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までは、令和4(2022)年度の重み係数按分により計算した割当人数にて、原則として固定します。
- 令和17(2035)年度以降のローテーションの考え方は、令和12(2030)年度の幹事会にて審議することとします。

令和4(2022)年度中に、各地域ブロック幹事から令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までの具体的な派遣自治体名について事務局に御連絡いただく予定です。

〔参考 事務局における実務研修生4人の事務分担〕

令和3(2021)年度は、それぞれ主に次の事務を担当していただいています。

- あいち電子申請・届出システム、セキュリティ研究会（全体・ポリシーグループ）
- あいち共同利用型施設予約システム<更新あり>、セキュリティ研究会（監査グループ）
- あいち電子調達共同システム（CALS/EC）、共同セキュリティ監査
- あいち電子調達共同システム（物品等）<次期サービスの調達あり>、協議会WEB

※協議会事務局を所管する愛知県情報政策課地域情報化推進グループは、班長以下10人（うち4人が研修生）体制で事務を行っています。

※県職員と研修生が2人1組で事務を行っています。

※システムサービスの契約は5年単位のため、5年周期で各システムの調達作業と更新作業が発生します。

※このほか、事務局の総務的な事務（総会等の会議運営、会計事務等）は、主に県職員が担当しています。

※地域情報化推進グループでは、協議会事務局の事務のほか、あいちセキュリティクラウド、LGWAN、地理的情報格差是正などの事務を所管しており、これらの事務の一部は研修生にも担当していただいています。

個別係数算定用指標			
(この数値を人口の倍数 [※] に累乗する)			
※各団体の人口を現在の人口最少団体(豊根村)の人口で割った数			
0.584962501...			

(この指標は、倍数の基準とする人口としてどの数値でも使用できる指標だが、基準とした人口以下の団体の係数が未満になると係数平均値の算出が困難になるため、便宜上、全ての団体の係数が1以上となるように、最少人口の団体を基準とする。)

(1) 会則第15条の負担金額は、各団体の人口を基準に算定した以下の表の係数に応じて負担する。

人口	(A) 団体数	(B) 重み係数	(A) × (B)
県	1	184	184
1,000,000 人以上 #####	0	0	0
300,000 人以上 1,000,000 人未満	5	32	160
200,000 人以上 300,000 人未満	0	0	0
100,000 人以上 200,000 人未満	9	18	162
50,000 人以上 100,000 人未満	19	12	228
30,000 人以上 50,000 人未満	11	9	99
10,000 人以上 30,000 人未満	5	6	30
5,000 人以上 10,000 人未満	0	0	0
3,000 人以上 5,000 人未満	2	2	4
1,000 人以上 3,000 人未満	1	2	2
人口規模が最小の団体	1	1	1
合計	54	266	870

(2) 基準となる人口は、令和2年度実施の国勢調査の人口とする。

(3) 各団体の係数を算出する方法は、各団体の係数を以下の式により算定し、(1)にある人口規模別に平均値を整数化する

「人口が2倍になる場合に、負担金額を1.5倍とする」を数式で表現する。

① 人口の倍数をX、基準となる金額に乗すための個別係数をYと置くと、変数Zを用いて

・人口の倍数

$$X = 2^z \quad (2のZ乗)$$

・個別係数

$$Y = 1.5^z \quad (1, 5のZ乗)$$

〈指標の定義〉

$$a^p = 1$$

と表すことができる。(Zは計算の便宜上設定する変数)
具体的には、以下のような関係となる。

	人口の倍数	個別係数
Z = 0	X = 1	Y = 1
Z = 1	X = 2	Y = 1. 5
Z = 2	X = 4	Y = 2. 25
Z = 3	X = 8	Y = 3. 75
...		

Z=0は、負担金計算の基準となる人口規模が最小の団体の場合を意味する。

② 変数Zを消去し、人口の倍数Xと個別係数Yの関係を一つの式で表す。

・人口の倍数の式より、
 $X = 2^z$
 $\log(X) = \log(2)^z$
 $\log(X) = Z \times \log(2)$

$\log(X) = \frac{Z}{\log(2)} \quad \dots \text{⑦}$

・個別係数の式より、
 $Y = 1.5^z$
 $\log(Y) = \log(1.5)^z$
 $\log(Y) = Z \times \log(1.5) \quad \dots \text{⑧}$

Zに代入(⑦を⑧に代入)し、

$\log(Y) = \frac{\log(X)}{\log(2)} \times \log(1.5) \quad \dots \text{⑨}$

$\log(Y) = \frac{\log(X)}{\log(2)} \times \log\left(\frac{3}{2}\right) \quad \dots \text{⑩}$

$\log(Y) = \frac{\log(X)}{\log(2)} \times [\log(3) - \log(2)] \quad \dots \text{⑪}$

$\log(Y) = \log(X) \times \frac{[\log(3) - \log(2)]}{\log(2)} \quad \dots \text{⑫}$

$\log(Y) = \log(X) \times \left\{ \frac{\log(3)}{\log(2)} - 1 \right\} \quad \dots \text{⑬}$

$\log(Y) \doteq \log(X) \times [1.584962501 - 1] \quad \dots \text{⑭}$

$\log(Y) \doteq \log(X) \times (0.584962501) \quad \dots \text{⑮}$

$\log(Y) \doteq \log(X) \quad 0.584962501 \quad \dots \text{⑯}$

よって、
 $Y \doteq X^{0.584962501}$

(人口の倍数Xに0.584962501...を累乗すると、個別係数Yが算出される)

令和4年度重み係数

団体名	人口	個別係数	個別係数 平均値	重み 係数
愛知県	7,542,415	183.62	184	184
名古屋市	(2,332,176)			
豊田市	422,330	34.01	32	西三河
岡崎市	384,654	32.20	32	西三河
一宮市	380,073	31.98	32	尾張
豊橋市	371,920	31.57	32	東三河
春日井市	308,681	28.31	32	尾張
安城市	187,990	21.18	18	西三河
豊川市	184,661	20.96	18	東三河
西尾市	169,046	19.91	18	西三河
刈谷市	153,834	18.84	18	西三河
小牧市	148,831	18.48	18	尾張
稲沢市	134,751	17.43	18	尾張
瀬戸市	127,792	16.90	18	尾張
半田市	117,884	16.12	18	知多
東海市	113,787	15.79	18	知多
江南市	98,255	14.49	12	尾張
大府市	93,123	14.05	12	知多
日進市	91,520	13.90	12	尾張
北名古屋市	86,385	13.44	12	尾張
あま市	86,126	13.42	12	海部
知多市	84,364	13.26	12	知多
尾張旭市	83,144	13.14	12	尾張
蒲郡市	79,538	12.81	12	東三河
犬山市	73,090	12.19	12	尾張
碧南市	72,458	12.13	12	西三河
知立市	72,193	12.10	12	西三河
豊明市	69,295	11.82	12	尾張
清須市	67,352	11.62	12	尾張
みよし市	61,952	11.07	12	西三河
津島市	60,942	10.96	12	海部
愛西市	60,829	10.95	12	海部
長久手市	60,162	10.88	12	尾張
田原市	59,360	10.79	12	東三河
常滑市	58,710	10.72	12	知多
東浦町	49,596	9.72	9	知多
岩倉市	47,983	9.53	9	尾張
高浜市	46,106	9.31	9	西三河
新城市	44,355	9.10	9	東三河
東郷町	43,903	9.05	9	尾張
武豊町	43,535	9.00	9	知多
弥富市	43,025	8.94	9	海部
幸田町	42,449	8.87	9	西三河
蟹江町	37,338	8.23	9	海部
扶桑町	34,133	7.81	9	尾張
大治町	32,399	7.57	9	海部
阿久比町	28,383	7.01	6	知多
大口町	24,305	6.40	6	尾張
美浜町	22,496	6.12	6	知多
南知多町	16,617	5.13	6	知多
豊山町	15,613	4.94	6	尾張
飛島村	4,575	2.41	2	海部
設楽町	4,437	2.37	2	東三河
東栄町	2,942	1.86	2	東三河
豊根村	1,017	1.00	1	東三河
(小計)			870	
名古屋港管理組合			9	
名古屋高速道路公社			9	
愛知県道路公社			9	
愛知水と緑の公社			9	
愛知県住宅供給公社			9	
(小計)			45	
合計			915	

〈指標関数の定義〉

・ $x = a^p$ と表したとき $p = \log_a x$

・底(a)が省略され、 \log_a

(大文字)である場合は $a = 10$ (常用対数)

・ $\log_a x = \frac{\log x}{\log a}$

・ $\log_a(x^n) = n \log_a x$

・ $\log_a(x/y) = \log_a x - \log_a y$

Log(3)/Log(2)は、

エクセルの関数

にて計算する

Log(3) - Log(2)は、

◆参考 市町村実務研修生 H13～R6の派遣実績及び派遣予定

	市町村数	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	市町村数	備考		
尾張	26				東郷町	東郷町		稲沢市	一宮市	一宮市	瀬戸市	瀬戸市	春日井市	春日井市	犬山市	犬山市	豊山町	小牧市	小牧市	岩倉市	岩倉市	大口町	稲沢市	清須市	清須市	扶桑町	18(0) 令和6年度は3団体派遣予定		
															長久手市	長久手市	江南市	江南市	尾張旭市	尾張旭市	豊明市	豊明市	日進市	日進市	北名古屋市	北名古屋市			
海部	13			美和町	蟹江町		津島市	津島市		愛西市	愛西市	弥富市	弥富市			大治町	飛島村						あま市	あま市		7(0)			
知多	10	大府市		東海市	東海市		半田市	半田市		阿久比町	常滑市	常滑市	東浦町			東海市	東海市	南知多町	大府市	大府市						10(3)			
尾張計	49	1	0	2	3	1	1	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	35(3)			
西三河	12		西尾市			岡崎市	岡崎市		安城市	安城市			碧南市	碧南市	刈谷市		刈谷市	知立市	知立市	みよし市	みよし市	高浜市	高浜市	幸田町	幸田町	豊田市		10(0)	
(豊田加茂)	7						豊田市																						
東三河	10			豊橋市	豊橋市	豊川市	豊川市	蒲郡市	蒲郡市		田原市	田原市														豊根村	8(0)		
(新城設楽)	9					作手村/新城市	東栄町			新城市	設楽町																		
三河計	38	0	1	1	1	3	4	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18(0)			
派遣団体数		1	1	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				

注:平成27年度から、豊田加茂ブロックと西三河ブロックを統合して西三河ブロックとし、新城設楽ブロックと東三河ブロックを統合して東三河ブロックとなった。

※市町村数の()内は未派遣団体数(派遣ルール(2)ウによる市の1年間派遣団体を含む)

これまでの
派遣実績

派遣中

今後の
派遣予定